海老名市教育委員会

（令和８年１０月定例会議事日程）

日時　令和８年１０月２０日（火）
　　午後３時３０分 から
場所　えびなこどもセンター ２階 ２０１会議室

【教育長報告】

【報告事項】

日程第 １ 報告第 ２２ 号　海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

【審議事項】

日程第 ２ 議案第 ２１ 号　令和８年度末県費負担教職員人事異動方針について

【審議事項（非公開予定）】

日程第 ３ 議案第 ２２ 号　令和８年度海老名市奨学生の決定について

海老名市教育委員会

令和８年度　１０月 定例会

【教育長報告】

1　主な事業報告

９月２５日（金）　教育委員会９月定例会
　　教育課題研究会
　　武井教育委員卒業セレモニー
２８日（月）　えびなの教育編集会議
２９日（火）　社会教育委員会議
３０日（水）　市議会第３回定例会本会議（閉会）
　　須坂市教育委員会視察対応
　　教育委員会辞令交付式



１０月　１日（木）　朝のあいさつ運動（海老名小・海老名中）
　　１０月校長会議
　　令和９年度予算編成会議
　　教育委員会辞令交付式
２日（金）　初任者授業参観（海西中）
　　市主催研修（包括的性教育・学習支援ソフトの活用）
　　教育委員会辞令交付式
４日（日）　海老名市中学校総合文化祭ステージ部門
　　白石登別海老名姉妹都市交流児童絵画展
６日（火）　えびなっこしあわせプラン推進委員会
　　県央教育事務所管内教育長会議
７日（水）　体育祭（有馬中）
　　全国学状考察資料報告会





８日（木）　１０月教頭会議
座間市・海老名市校長会長面会
神奈川県議会議員面会（フルインクルーシブ教育）
９日（金）　髙橋裕一郎新教育委員辞令交付式
空手全国大会優勝者市長面会（同席）
中央農業高等学校校長面会
不登校支援団体秋まつり
１０日（土）　運動会（有鹿小・中新田小）
文化芸術協会５周年記念式典リハーサル
１１日（日）　文化芸術協会５周年記念式典
大谷八幡例大祭（お囃子・大谷歌舞伎）
１３日（火）　よりよい授業づくり学校訪問（杉久保小）
１４日（水）　図書館を使った調べる学習コンクール審査会
１５日（木）　フルインクル学校運営協議会対話の場（海老名中学区）
びなる一むふれあいキャンプ出発
教育支援委員会
部内予算編成調整会議①
１６日（金）　校長連絡会
県都市教育長協議会総会
１７日（土）　運動会（有馬小・大谷小・上星小・門沢橋小
・東柏ケ谷小・今泉小・杉本小）
２０日（火）　教育委員会１０月定例会
教育課題研究会
部内予算編成調整会議②
臨時校長会議（人事異動方針）







2　「学習指導要領」

日本では、ナショナルスタンダードとして、こどもたちが、どこに住んでいても、同じように教育が受けられるよう、教育の水準が一定に保たれるよう、各教科等で学習する内容や指導時数などを、文部科学省が、法的に「学習指導要領」として、定めています。

そして、「学習指導要領」は、およそ１０年に一度、改訂されます。

改訂にあたっては、文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会で議論され、まとめられ、それが答申として示されます。

中央教育審議会では、現在の社会状況・教育課題などをふまえ、日本の将来を担うこどもたちが身につけるべき資質・能力について、また、それを身につけるための学習のあり方などが議論され、学習指導要領改訂案として示されます。

改訂の変遷としては、１９９８・９９（平成１０・１１）年の改訂では、小中学校に、「総合的な学習の時間」が導入されました。２００８・０９（平成２０・２１）年の改訂では、小学校の外国語が導入されました。２０１５（平成２７）年の一部改訂では、道徳が教科化されました。

そして、現在、２０３０・３１（令和１２・１３）年の学習指導要領改訂に向けての作業が進められているところです。

２年間にわたって改訂されることについては、小学校の学習指導要領が実施されたのちに、１年後に、中学校の学習指導要領が実施されることによるものです。

現状の次期学習指導要領の改訂作業の予定では、昨年９月に中央教育審議会「教育課程企画特別部会」からの論点整理が公表され、今年度中に、一昨年の文部科学大臣の諮問を受けての中央教育審議会から「答申」がなされるとのことです。

次期学習指導要領については、さまざまな改訂のポイントが示されているところですが、私が、今、一番注目しているのが、「調整授業時数制度の導入」です。

これは、今までも、こどもたちの実態や地域の特性等に応じて、学習指導要領をひとつの標準として、学校の裁量で教育課程を調整することができていましたが（例えば、北海道などでは、体育の学習として、スキーやスケートを行うこと。）それが、学習指導要領として、法的に、裁量権が明記されるというものです。





海老名市としては、次期学習指導要領の全面実施までの３年間（令和９・１０・１１年）で、海老名市教育委員会としての方針を示すとともに、小中学校１９校において、各学校の目の前のこどもたちの実態に応じた、また、地域の特性に応じた、学校ごとに自分の学校の教育課程を研究し、先行的に導入・実践したいと考えています。

私としては、教職員は、教育のプロですから、各学校で、校長を中心に、自分の学校のこどもたちの実態をふまえ、自分の学校のこどもたちに、今、重点的に身につけたい資質・能力を考え、判断し、また、地域の特性を踏まえ、学習指導要領を標準とし、その裁量による学校ごとの教育課程を策定してほしいものです。

そして、その策定過程においては、保護者や地域の意見を聞くこと、保護者や地域への説明責任を果たし、学校裁量の教育課程を認めてもらい、支援してもらうことがたいせつになるところであり、その点についても、留意してほしいものです。

そして、教育課程編成においての教育委員会の責務は、各学校の教育課程履行にかかわる指導・監督ということになります。

そのようなことから、教育委員のみなさんには、中央教育審議会の答申を含め、今後の次期学習指導要領の改訂にかかわることについて、情報提供いたしますので、よろしくご対応ください。

ぜひ、教育委員会・教育委員として、海老名市立小中学校１９校の教育課程を支えたいものです。

よろしくお願いします。

以上です。



※別紙参考

教職員への便り

令和８年度「いがすたいがすた」第６号（９月号）






いがすた いがすた

教育長だより 第６号
2026.9.30 伊藤 文康

今日で９月が終わります。

晴れた日が数えるほどしかなく、大雨や台風にふりまわされた９月でしたが、どうでしょう、第２学期のはじまりは、順調だったでしょうか。

また、今年は早い時期からインフルエンザが流行し始めていますが、目の前のこどもたち、何より、みなさんご自身の体調はいかがでしょうか。

私としては、みなさんが、日々、忙しく仕事していることは、承知していますが、いつも伝えているように、くれぐれも、無理を重ねないようにしてください。お願いしますよ。

さて、海老名の学校は、三学期制で教育課程が組まれ学校運営が進められていますが、市役所、市行政は、年度の前期と後期に区分され、今日で一年の半分・前期が終ります。

そして、明日、１０月１日から後期となり、後期は、計画している事業を進めるとともに、令和９年度の予算編成作業に取り組みます。

令和９年度予算ということは、来年度、みなさんが学校教育活動等で活用できる予算ということで、その決定には議会の承認が必要であり、半年間、そのために、みんなで、多くの時間と労力を費やすことになります。

そういう意味では、教育委員会事務局職員も、みなさんも、私にとっては、同じように、こどもたちのために、学校のために、保護者・市民のために、海老名の教育を推し進めるたいせつな仲間なのです。

それでは、１０月こそは、屋外での行事が多くなりますので、秋晴の日が続くことを願って、みなさん、後期も、よろしくお願いします。

『集団とひとりひとり』

運動会の時期になると、小学校の教員であった自分の、若い頃の失敗を思い起こします。

それは、集団行動として、運動会での入退場を手足の動きを揃え、斉一に行わせようと、厳しく指導していたことです。

あの頃、なんで気がつかなかったんだろう。

ひとりひとりの違った個性が輝いて、それが集まるからこそ、それが集団の魅力になるということを・・・。

私は、すべての学校の様子を見学させていただきますが、ぐるりと見渡しながら、できるだけ多くのひとりひとりを見たいと思っています。
ひとりひとりの姿によって、その集団（学校）の色が見えてくるからです。さて、今年のあなたの学校は、どんな色に映るのでしょうか？

報告第２２号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第２号）第３条第１項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１０月２０日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由
令和８年10月１日付けの海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、急施を要したことから臨時に代理し発令したことを報告するため

令和８年10月20日
定例教育委員会資料
教育総務課総務係

人　事　異　動　内　訳

令和８年10月１日付け（転出者）

区　分	小　計	合　計
課長級	1 人	1 人

令和８年10月１日付け（昇格・昇任・転入者等）

区　分		小　計	合　計
課長級		3 人	10 人
係長級		1 人	
主事級		3 人	
任期付職員	主事補級	3 人	

議案第２１号

令和８年度末県費負担教職員人事異動方針について

令和８年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

令和８年１０月２０日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由
令和８年度末県費負担教職員の人事異動にあたり、方針を定めたいため

令和８年 10 月 20 日
定例教育委員会資料
就学支援課就学支援係

令和８年度末県費負担教職員人事異動方針について

１　概要

神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」

１　適材を適所に配置すること。
２　教職員の編成を刷新強化すること。
３　全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

上記３項目を基に海老名市の「令和８年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したい。

２　令和８年度末県費負担教職員人事異動方針案

別紙のとおり

令和８年度末県費負担教職員人事異動方針

海老名市教育委員会

Ⅰ　海老名市方針

１　学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。

２　同一校勤務年数５年以上の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。新規採用者についても同様に取り扱う。

３　小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。

４　教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

Ⅱ　実施上の留意事項

１　原則として、同一校勤務３年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、３年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。

２　総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「２」に限らず適正配置を行う。

３　本市人事方針「２」は、採用校と同一校で臨時的任用職員・任期付職員として勤務した年数を通算する。その場合、１日でも勤務した月は１歴月勤務したものとして取り扱う。

４　休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。

５　特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。

６　中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。

７　小学校、中学校から県立学校等（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。

８　県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。

９　市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。

10　勧奨退職・再任用については、充分に趣旨の周知を図り、手続を行う。

11　その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

（昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決）

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

1　適材を適所に配置すること。

2　教職員の編成を刷新強化すること。

3　全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

㊍

令和８年度末　県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項

R8.9.14

神奈川県公立学校教職員人事異動方針（昭和38年１月17日教育委員会議決）を基盤とし県費負担教職員人事異動実施要綱を受け、県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項を次のように定める。

１　教職員の人事異動を適正かつ円滑に行うため、管内５市１町１村の教育委員会の積極的な理解と協力を得、関係機関相互の連携強化を図る。

２　管内５市１町１村の教職員構成及び児童・生徒の増減を踏まえ、将来的な展望に基づく教職員の人事異動を推進する。

３　教職員の適正配置に向けて、特に次の事項について継続的・積極的に取り組みを行う。

①　教職員の適正な配置

異動に際しては、性別、年齢、資格、勤続年数等から見て、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮すること。

また、学校管理職等に教職員の過欠状況を含めた人事上の課題についての理解を深め、教職員の適正な配置について協力を得る。

②　管内市町村間人事異動【広域人事異動の推進】

管内各市町村間での人事異動に関しては、管外異動と同じく、教育事務所長並びに受け入れ先の教育委員会・教育長等の面接を経た上で行う。

③　校種間異動の推進

小・中学校の校種を超えた異動については、小中一貫教育による教育的効果向上の面からも積極的に行う。

また、県立学校との校種間人事を積極的に受け入れ、小・中・高等・特別支援学校教育の連携強化に努める。

④　管内市町村間人事交流

管内の教職員人材育成、学校教育の活性化の観点から、市町村をまたいだ人事交流について、県央教育事務所管内小･中学校教員人事交流実施要領に基づき、人事交流を推進する。

⑤　新規採用

教員の新規採用に当たっては、管内５市１町１村教委と連携を図り、当該学校及びその地域の教職員構成を検討し、清新な気風を導入するよう配慮する。

議案第２２号

令和８年度海老名市奨学生の決定について

令和８年度海老名市奨学生の決定について、議決を求める。

令和８年１０月２０日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由
海老名市奨学生選考委員会からの答申に基づき、海老名市奨学生を決定したいため